

鎌倉市選挙管理委員会  
委員長 北村 智生 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 安 富 潔

鎌倉市選挙管理委員会の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、平成30年6月13日付け鎌選管第163号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー（平成23年6月8日全部改定、平成30年3月30日最終改定）に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

鎌倉市個人情報保護条例第 10 条第 2 項の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業 務 の 概 要	業務主管課名	導入年度
1	選挙事務	在外選挙住所意見照会システム（L GWANによるオンラインシステ ム）を介して旅券番号等の必要なデ ータを入力することにより、出国時 に在外選挙人名簿への登録申請をし た選挙人が、在外公館に提出した国 外住所等を外務省に照会する事務	選挙管理委員会 事務局	平成 30 年度